

令和6年9月4日

秋田県B地区における
運賃改定（2023（令和5）年7月15日）実施による
労働条件の改善状況

秋田県B地区においては、令和5年7月15日からタクシー運賃の改定を実施（改定率10.76%）しましたが、これによる令和5年8月から令和6年1月までの6カ月間におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

なお、調査対象期間となる「前年同期」は、新型コロナウイルス禍により正しく反映できないことから、公表事項^{※1}である「乗務員1人平均賃金上昇率」、「改定による賃金改善率の分布」及び「営業収入に占める賃金支給率の変動状況」については、「全乗務員に係る乗務員1人平均時間賃金の支給率の変動状況」としました。

※1 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会では、平成19年3月28日付け国土交通省自動車交通局長通達（国自旅第325号）があったことから、同年11月20日に「運賃改定に伴う労働条件改善状況の公表について」とする公表通達を発出し、公表する事項を定めている。

1. 運賃改定を実施した事業者数及び調査を実施した事業者 51事業者

（注）改定事業者数及び調査した事業者数は、秋田県B地区に営業所のある事業者

2. 報告事業者51事業者

3. 公表対象事業者51事業者

（注）報告内容を精査したところ、1事業者が労働時間の集約ができず、賃金関係の集計に含まなかった。

4. 乗務員に係る乗務員1人平均時間賃金の支給率の変動状況

一般乗務員 9.7%増

その他乗務員 12.1%増

（注）「その他乗務員」とは、嘱託乗務員及び定時制乗務員等

（算式）

$$\frac{\text{乗務員に係る運賃改定実施後6カ月間の賃金支給総額}}{\text{乗務員に係る運賃改定実施後6カ月間の総労働時間数}} \div \frac{\text{乗務員に係る運賃改定実施後前年同期の賃金支給総額}}{\text{乗務員に係る運賃改定実施後前年同期の総労働時間数}} \times 100$$

5. その他

(1) 労働者負担の軽減

労働者の負担制度を採用していなかった 50事業者
労働者の負担制度を採用していた 1事業者

注) 今回の運賃改定で「廃止」した。

(2) 手当類の創設・拡充

新規手当を導入 2事業者
一切変更はなかった 49事業者

(3) その他改善

- ・ 賃金体系の見直し（歩率を含む） 3事業者
- ・ 賃金体系の変更し、固定給とした 1事業者
- ・ 賞与・一時金の増額 1事業者
- ・ 嘱託乗務員の歩合給の支給率変更 1事業者
- ・ 営業・労働時間の短縮 7事業者
- ・ 深夜勤務の廃止 3事業者
- ・ 勤務交番の見直し 1事業者
- ・ 社内最低賃金の見直し 1事業者

《参考》

(運送収入)

- ・ 本「運賃改定に伴う労働条件改善状況の公表」に係る調査期間の6か月間（令和5年8月～令和6年1月）を比較{コロナ禍（令和4年）と5類感染症移行後（令和5年）}すると、8.4%の増収となった。
- ・ なお、運送収入には、乗合タクシーやデマンド交通等の収入は含まず。

(乗務員数)

- ・ 調査対象期間の乗務員数（一般乗務員とその他乗務員）は、9名減少している。

	令和4年	令和5年	増減
一般乗務員	354人	334人	-20人
その他乗務員	122人	133人	11人
計	476人	467人	-9人